

令和5年度介護保険事業者第4回集団指導

「動画とパワーポイントによる『令和5年度振り返り編』」・前半

令和6年3月
松江市介護保険課

もくじ

01 はじめに

02 指導項目（前半）

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4) 運営推進会議（地域密着型サービス）・運営懇談会（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の実施
- (5) 介護職員等の処遇改善
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目
- (8) 体制届（加算届）の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業する場合の取扱い
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

01

はじめに

●令和6年4月からの介護保険報酬改定等に伴い、
新たな基準省令・報酬告示が示されます。

1. 令和3年度制度改正の経過措置への対応

松江市のホームページ掲載の**下記の集団指導を参照**してください。

- (1) 令和5年度第1回集団指導（業務継続計画の策定等）
- (2) 令和5年度第2回集団指導（令和5年度末まで経過措置が設けられた改定事項関係）

2. 令和6年4月からの新たな基準省令・報酬告示関係については**下記の通り、松江市のホームページに掲載**します。

- (3) 令和5年度第3回集団指導（基準省令編）（令和6年1月30日掲載済）
- (4) 令和5年度第5回集団指導（報酬告示編）（令和6年3月中旬予定）
- (5) 令和5年度第6回集団指導（全国課長会等編）（令和6年3月下旬予定）

- 令和6年4月からの介護保険報酬改定関係について、厚生労働省のHPも更新されます。

3. 厚生労働省のHP更新

- ・対象HPの検索方法

厚生労働省 介護報酬

検索

- ・HPの更新時期・・・令和6年3月11日頃（想定）

4. 令和6年4月改定の基準省令・報酬告示に関するQ&A

- ・介護保険最新情報発出時期・・・令和6年3月20日頃～（想定）

※上記のHPに随時掲載されます。

★上述の3. 4を各介護保険施設・事業所（及び運営法人）において、注視しておいてください。

02

(前半) 指導項目

- (1)令和5年度運営指導中間総括
- (2)事故報告書の取扱い
- (3)新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4)運営推進会議(地域密着型サービス)
・運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5)介護職員の適切な処遇改善
- (6)サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7)変更届の提出が必要な変更項目
- (8)体制届(加算届)の取扱い
- (9)GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10)申請・届出の電子化
- (11)質問票の取扱い

1. 運営指導の目的

「基準や報酬の算定の解釈について、指定権者と介護保険事業者に思い違いがないか」を確認する。

2. 令和 5 年度の運営指導件数等 (1)

種別	指導件数	文書指摘件数	口頭指導件数
訪問系サービス	19	30	35
通所系サービス(地域密着型サービス含む)	14	18	41
小規模多機能型居宅介護	6	12	22
認知症対応型共同生活介護	8	15	34
福祉用具貸与・販売	8	12	26
居宅介護支援・介護予防支援	14	13	39
施設系サービス(地域密着型サービス含む)	11	22	40
短期入所系サービス	10	13	26

【次ページに続く】

【前ページからの続き】

2. 令和5年度の運営指導件数等（2）

種別	指導件数	文書指摘件数	口頭指導件数
その他の事業所	2	0	4
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	6	17	25
合計	98	152	292

3. 令和6年度に向けた準備

- (1) 経過措置項目で運営規程に記載すべき事項の確認
- (2) 各種指針・マニュアルの整備
- (3) 利用者の個別サービス計画の作成
- (4) 利用者の適切なモニタリングやアセスメントの実施
- (5) 必要人員と体制届加算との整合性の確認
- (6) 職員の研修計画
- (7) その他、利用者や職員に不利益が生じない体制の確認 等

02

(前半) 指導項目

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い**
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4) 運営推進会議(地域密着型サービス)
・ 運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5) 介護職員の適切な処遇改善
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目
- (8) 体制届(加算届)の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

1. 事故報告書を提出してもらう目的

○介護サービス施設・事業所と松江市介護保険課が情報共有をすることによって

(1)事故の再発防止について、お互いに検証する。

(2)事故後の利用者若しくはその家族からの相談時の資料とする。

2. 事故報告書の提出が必要な案件

(1)利用者に対する介護サービスの提供時に発生した死亡又は受傷事故

(2)食中毒、感染症又は結核

(3)施設利用者等が被害者又は加害者となる傷害事件等

(4)職員・従業者の法令違反又は不祥事等

(5)行方不明者の発生

(6)火災

(7)震災、風水害等の自然災害により、サービスの提供に影響するもの

(8)誤薬

(9)交通事故 (利用者の処遇に影響があるもの)


(10)個人情報 の紛失・流出・漏洩

(11)その他、事業者の管理者が報告を必要と認める事故

3. 松江市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱要領

松江市介護事故取扱要領

検索



4. 一般的なスキーム

(1)事故発生

(2-1)現場処置 (2-2)救急要請 (2-3)管理者等報告

(3-1)病院搬送 (3-2)家族・親族・キーパーソンへの連絡

(4-1)施設・事業所・法人内事故報告処理
(4-2)松江市への事故報告書作成・提出

(5)事故発生についての職員周知 (情報共有)

(6)再発防止に向けた協議

(7)再発防止に向けた職員周知 (情報共有)

5. 事故報告書の提出先

- ・ 介護サービス施設・事業所

介護保険課事業所指定係：jigyousyo@city.matsue.lg.jp

- ・ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・養護老人ホーム

健康福祉総務課福祉係：fukushisoumu@city.matsue.lg.jp

6. 介護サービス施設・事業所で起きた事故後の取扱い

○次のような場合は対面でのヒアリングを行います。

- ・ 死亡事故の場合
- ・ 明らかに施設・事業所の過失が認められる場合
- ・ 利用者もしくはその家族からヒアリングの要望があった場合

○次のような場合は電話でのヒアリングを行います。

- ・ 事故原因が不明である場合
- ・ 家族等への連絡の記載がない場合
- ・ 事故により様態の急変があった場合 等

02

(前半) 指導項目

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い**
- (4) 運営推進会議(地域密着型サービス)
・ 運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5) 介護職員の適切な処遇改善
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目
- (8) 体制届(加算届)の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

1. 厚生労働省からの発文

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」 (事務連絡)
 - ・ 第1報 (令和2年2月17日) ~ 第27報 (令和4年2月9日)
- (2) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」 (令和5年5月1日付事務連絡)

- ・ 上述 (2) の発文により、同 (1) で緩和や代替が認められていた事項の一部が、「修正」もしくは「中止 (基準省令等通常通りの運用)」となっています。
- ・ 上述 (2) の発文で、同 (1) の内容の全てを読むことができます。

松江市トップ > 健康・福祉 > 【事業者向け情報】医療・福祉関係 > 介護保険
> [新型コロナウイルス関連] 事業者向け情報

2. 新型コロナウイルス感染症の発生対応

(1) 事故報告書を松江市に提出してください。

- ・「発生時状況、事故内容の詳細」欄と「その他特記すべき事項」欄に次の様に記載してください。

(記載例)

発生状、事故内容の詳細	○月○日現在 職員◇名、利用者△名 ○月●日、職員◆名復帰見込み 本件対応者：○○ 連絡先* * - * * * *
その他特記すべき事項	在庫の検査キットで検査可能 不足分が生じる際は追加購入を検討

(2) 休業（縮小）をする場合は、下記の様式を提出してください。

- ・様式名：新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休業（縮小）報告書

松江市トップ > 健康・福祉 > 【事業者向け情報】医療・福祉関係 > 介護保険 > [新型コロナウイルス関連] 事業者向け情報 > 介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の発生時の対応

02

(前半) 指導項目

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4) 運営推進会議(地域密着型サービス)
・ 運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施**
- (5) 介護職員の適切な処遇改善
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目
- (8) 体制届(加算届)の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

1. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」 (事務連絡) 第3報

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行っても良いか。

(答) 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止当、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。



「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」 (令和5年5月1日付事務連絡) (02(3)参照) により、**この緩和措置は解除となっています。よって通常開催が原則**です。

※ 『複数の感染者が発生した』 ことによる 『やむを得ない延期は』 想定されるが、『中止』 は認められない。

2. 運営懇談会（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の開催

○厚生労働省発文

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（厚生労働省老健局長発文 最終 令和3年4月1日付老発0401第14号）

○運営懇談会の目的

- ・ 関係者の意見を反映し、運営にあたっての透明性を確保する。

○参加者

- ・ 管理者、職員、
- ・ 入居者、
- ・ 外部の有識者 等

○懇談すべき内容

- ・ 入居者の状況、
- ・ サービス提供の状況
- ・ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容 等

02

(前半) 指導項目

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4) 運営推進会議(地域密着型サービス)
・ 運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5) 介護職員の適切な処遇改善**
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目
- (8) 体制届(加算届)の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

1. 職員の処遇（給与・賃金・手当）の改善方法

(1) 企業努力

(2) 介護職員処遇改善加算等の加算の取得と職員への配当(以下解説)

2. 1. (2) の具体的な加算取得の種類と注意点・留意点

(1) 加算の種類

(i) 介護職員処遇改善加算

(ii) 介護職員等特定処遇改善加算

(iii) 介護職員等ベースアップ等支援加算

(2) 加算取得には要件の履行が必須です。(要件は次ページ以降参照)

(3) **区分支給限度額外の加算**です。



職員の処遇改善のための財源の一部は、利用者の負担でなり立っています。

(4) **代表者が誓約**する計画書と実績報告書の提出が必須です。



必要な根拠書類の整理が大切です。

3. 介護職員処遇改善加算

(1) 取得要件 (キャリアパス要件)

- ・キャリアパス要件Ⅰ (イ～ハの全ての基準を満たす)
 - イ：介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
 - ロ：イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
 - ハ：イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知をしている。

- ・キャリアパス要件Ⅱ (イとロの両方の基準を見たす)
 - イ：介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①又は②の具体的な計画を策定し、「研修の実施」又は「研修の機会」を確保していること。
 - ① 資質向上のための計画に沿って、『研修機会の提供』又は『技術的指導』等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
 - ② 資格取得のための支援の実施
 - ロ：イについて、全ての介護職員に周知をしている。

- ・キャリアパス要件Ⅲ (イとロの両方の基準を満たす)
 - イ：介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。
 - ロ：イについて、全ての介護職員に周知をしている。

【前ページからの続き】

3. 介護職員処遇改善加算

(2) 職場環境等要件

令和5年3月17日付「介護保険最新情報 Vol.1136」中の表4 参照

(3) 加算区分と算定要件の関係

(i) 介護職員処遇改善加算 (I)

- ・ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ及び「職場環境等要件」の全て(※1)を満たすこと。

(ii) 介護職員処遇改善加算 (II)

- ・ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅱ及び「職場環境等要件」の全て(※1)を満たすこと。

(iii) 介護職員処遇改善加算 (III)

- ・ キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかの要件を満たし、「職場環境要件」を満たすこと。

※1：計画書では「職場環境要件」について、必ず1つ以上のチェックが求められます。

4. 介護職員等特定処遇改善加算

○加算区分と算定要件

(i)介護職員等特定処遇改善加算 (I)

- ・「介護福祉士の配置要件 (※2)」、「介護職員処遇改善加算要件」、「職場環境要件 (※3)」、「見える化要件 (※4)」の全てを満たすこと。

(ii)介護職員等特定処遇改善加算 (II)

- ・「介護職員処遇改善加算要件」、「職場環境要件 (※3)」、「見える化要件 (※4)」の全てを満たすこと。

※2：サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) (その他、サービスによって異なります。(令和5年3月17日付「介護保険最新情報 Vol.1136」P11参照))

※3：令和5年3月17日付「介護保険最新情報 Vol.1136」中の表4 参照
計画書では6つの取組区分について、それぞれ1つ以上チェックが求められます。

※4：『介護サービス情報公表システム』、『自社のホームページ』、『その他、外部から見える形』のいずれか。

5. 介護職員等ベースアップ等支援加算

○算定要件

「賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって支払われる手当の引き上げに充当されていること」、「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを取得していること」

6. 令和6年度の制度改正

○概要

- ・ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、新加算を設ける。

○実施時期：令和6年6月

※詳細は、令和5年度第5回集団指導「介護保険制度改正・報酬告示編」参照

02

(前半) 指導項目

- (1)令和5年度運営指導中間総括
- (2)事故報告書の取扱い
- (3)新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4)運営推進会議(地域密着型サービス)
・運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5)介護職員の適切な処遇改善
- (6)サービス提供にあたっての食費の取扱い**
- (7)変更届の提出が必要な変更項目
- (8)体制届(加算届)の取扱い
- (9)GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10)申請・届出の電子化
- (11)質問票の取扱い

1. 基準省令で「食費」の徴収が可能とされている介護サービス

- (1) 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護
- (2) 通所リハビリテーション
- (3) 短期入所生活介護・短期入所療養介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- (6) 施設系サービス

2. 「食費」の取扱いの違い

○上述（5）以外：食事の提供に要する費用

○上 述（5）：食材料費

※各サービスの基準省令中「利用料等の受領」の条文に記載があります。

※グループホームについては、食事に要する調理員の人件費や光熱水費は含まないと解釈されます。

3. 施設・事業所（特にグループホーム）が注意すべき点

- ・運営規程や重要事項説明書の記載内容
- ・利用者または利用者家族への説明内容
- ・実際の徴収額

02

(前半) 指導項目

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4) 運営推進会議(地域密着型サービス)
・ 運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5) 介護職員の適切な処遇改善
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目**
- (8) 体制届(加算届)の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

1. 全ての介護サービス共通

- (1) 事業所・施設の名称
- (2) 事業所・施設の所在地
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 代表者の氏名、生年月日及び住所
- (5) 登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る)
- (6) 事業所・施設の建物の構造、専用区画等
- (7) 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 運営規程
- (9) 付表の記載事項 (「電話番号」など)

2. 訪問介護、訪問入浴介護、訪問型サービス (従前・緩和A)

- (10) サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所

3. 施設系サービス、短期入所系サービス

- (11) 協力医療機関 (病院)、協力歯科医療機関

- ## 4. その他 :
- ① サービス毎に松江市のホームページでご確認ください。
 - ② 令和6年4月から様式が変更になります。(別途周知)
 - ③ 提出期日の厳守 : 変更後10日以内

02

(前半) 指導項目

- (1)令和5年度運営指導中間総括
- (2)事故報告書の取扱い
- (3)新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4)運営推進会議(地域密着型サービス)
・運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5)介護職員の適切な処遇改善
- (6)サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7)変更届の提出が必要な変更項目
- (8)体制届(加算届)の取扱い**
- (9)GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10)申請・届出の電子化
- (11)質問票の取扱い

1. 提出のスキーム

(1) 体制届（加算届）の松江市への提出

- ・在宅系サービス：算定月の前月15日まで
- ・施設系サービス(特定施設入居者生活介護含む)：算定月の初日



(2) 松江市による審査



(3) 島根県への進達



(4) 島根県による国保連との紐づけ



(5) 松江市から事業所・施設への通知

2. その他：①サービス毎に松江市のホームページでご確認ください。

②令和6年4月サービス提供分から様式が変更になります。

※第5回集団指導「令和6年度介護保険制度改正・報酬告示編」の後に、別途周知

02

(前半) 指導項目

- (1) 令和5年度運営指導中間総括
- (2) 事故報告書の取扱い
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4) 運営推進会議(地域密着型サービス)
・ 運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5) 介護職員の適切な処遇改善
- (6) サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7) 変更届の提出が必要な変更項目
- (8) 体制届(加算届)の取扱い
- (9) GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い**
- (10) 申請・届出の電子化
- (11) 質問票の取扱い

1. GHの運営形態 (松江市の場合)

- (1) : 1ユニット制 (入居者は概ね9人)
- (2) : 2ユニット制 (入居者は概ね各ユニット9人、計18人)

2. 注意要素

○松江市介護保険課では次の点を月次で管理しています。

- (1) 給付費の変動状況
- (2) グループホーム軽減で支払われる金額の変動状況

3. GHの一部ユニットを休業 (休止) する場合の諸注意等

- (1) 事業所は、松江市介護保険課への変更届等の手続きは不要です。
- (2) 上述2. の管理をスムーズに行うため、一部ユニットを休業 (休止) する場合、事前に松江市介護保険課事業所指定係と協議が必要。

02

(前半) 指導項目

- (1)令和5年度運営指導中間総括
- (2)事故報告書の取扱い
- (3)新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4)運営推進会議(地域密着型サービス)
・運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5)介護職員の適切な処遇改善
- (6)サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7)変更届の提出が必要な変更項目
- (8)体制届(加算届)の取扱い
- (9)GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10)申請・届出の電子化**
- (11)質問票の取扱い

1. 電子申請・届出システムについて

(Ⅰ) 現在、紙ベースで提出していただいている次の手続きを、電子申請により行えるようにするものです。

- (1) 施設・事業所の新規・更新申請
- (2) 変更届
- (3) 休止・廃止・再開届
- (4) 体制届 (加算届)

(Ⅱ) 運用方法

○申請・届出の**専用システム**から上述の手続きができるようになります。

(Ⅲ) メリット

○これまで、ワードやエクセルへの入力でしたが、専用のプラットフォームから必要事項を入力するため、事務の軽減につながります。

(Ⅳ) 運用開始時期：令和6年度上半期

※実際の運用開始前に周知し、システムの使い方などの相談に対応します。

2. 電子申請・届出システム運用までの取扱い

(Ⅰ) 次の手続きは、原則、事業所指定係にメールでお送りください。

(1) 施設・事業所の新規・更新申請

(2) 変更届

(3) 休止・廃止・再開届

(4) 体制届 (加算届)

※それぞれの手続きに必要な書類を添付物も含めて、メールでお送りください。

(Ⅱ) メール手続きをすることのメリット

(1) 施設・事業所と市役所の移動時間を、介護サービスの提供時間に充てることができる。

(2) (1) により、ガソリン代等の経費節減につながる。

(Ⅲ) 送信先：「02(2)事故報告書の取扱いについて(3/3)」の介護保険課事業所指定係のメールアドレスにお送りください。

02

(前半) 指導項目

- (1)令和5年度運営指導中間総括
- (2)事故報告書の取扱い
- (3)新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う取扱い
- (4)運営推進会議(地域密着型サービス)
・運営懇談会(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の実施
- (5)介護職員の適切な処遇改善
- (6)サービス提供にあたっての食費の取扱い
- (7)変更届の提出が必要な変更項目
- (8)体制届(加算届)の取扱い
- (9)GHが一部ユニットを休業(休止)する場合の取扱い
- (10)申請・届出の電子化
- (11)質問票の取扱い**

1. 質問票を使う目的

- (1) 基準省令、報酬告示の取扱いについて、松江市介護保険課と施設・事業所の考え方の思い違いが無いようにするため。
- (2) 基準通りに介護事業が運営されることで、利用者の安全・安心の確保や適切な利用者負担の算定が行えるため
- (3) (1)の思い違いが運営指導等で分かり、結果的に過誤となることを避けるため 等

2. 質問票の取扱い

○次の場合、松江市介護保険課の専用の質問票で質問をしてください。

- (1) 介護保険法・関係規則・基準等に関すること
- (2) 報酬・加算に関すること
- (3) 介護保険制度に関すること
- (4) その他（例えば、「届出の方法」等）

3. 質問票の掲載場所

松江市トップ > 健康・福祉 > 【事業者向け情報】医療・福祉関係 > 介護保険 > 質問票（全サービス共通）

令和5年度介護保険事業者第4回集団指導

「動画とパワーポイントによる『令和5年度振り返り編』」・前半

・・・後半に続く・・・



令和6年3月
松江市介護保険課